

## 事前開示書面

株式会社ブシロードクリエイティブ（以下、「当会社」という。）は、新設分割の方法によって新たに設立する株式会社ブシロードワークス（以下、「新設会社」という。）に、当会社の出版編集事業（以下、「分割事業」という。）に関する権利義務を承継させる会社分割（以下、「本件分割」という。）に関し、会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条の規定に従い、以下の事項を記載した書面を備え置きます。

### 1. 新設分割計画の内容 別紙のとおりです。

### 2. 会社法第 763 条 1 項第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 新設会社が本件分割に際して当会社に対して交付する新設会社の株式の数の相当性に関する事項  
本件分割により、新設会社は、普通株式 900 株を新たに発行し、その全てを当会社に割当交付することといたしました。

なお、当会社は、本件分割の効力発生日において、交付を受けた株式の全部を、効力発生日前日の最終の株主名簿に記載された株主に対して、それぞれ剰余金として配当いたします。

新設会社の株式数の決定にあたっては、新設会社が承継する資産等の事情を考慮し、上記の株式数が相当であると判断いたしました。

#### (2) 新設会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

新設会社の資本金及び準備金の額につきましては、資本金の額金 900 万円、資本準備金の額金 900 万円、株主資本等変動額（会社計算規則第 49 条第 1 項）から資本金の額及び資本準備金の額を減じた額の全額をその他資本剰余金の額とすることといたしました。

新設会社の資本金及び準備金の額の決定にあたっては、機動的かつ柔軟な資本政策を実現可能にすることを目的として、また、本件分割により新設会社が承継する権利義務の内容、新設会社の事業内容及び事業規模等を考慮し、上記の額をもって相当であると判断いたしました。

### 3. 会社法第 454 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項

当会社は、新設分割の効力発生日において、交付を受けた新設会社株式の全部を、効力発生日前日の最終の株主名簿に記載された株主に対して、剰余金として配当いたします。

この株主総会決議は、下記要項で令和 5 年 6 月 20 日に行うことを予定しております。

#### (1) 配当財産の種類及び帳簿価額の総額

新設会社 普通株式 900 株

総額 会計基準に基づき適正に算定された新設会社の成立の日における同社の普通株式 1 株あたりの価格に 900 を乗じて得た額

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項

新設会社の成立の日の前日の最終の株主名簿に記載された当会社の株主に対して、当会社普通株式 1780 株につき、新設会社普通株式 900 株の割合で割り当てる。

### 4. 当会社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 該当する事項はありません。

### 5. 債務の履行の見込みに関する事項

#### (1) 当会社

当会社の令和 4 年 6 月 30 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ金 2,009,155 千円及び金 954,706 千円であり、本件分割が効力を生じる日以降においても資産の額が負債の額を上回ることが見込まれます。

また、本件分割後における当会社の収益状況について、当会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

したがって、本件分割が効力を生じる日以降における当会社の債務履行の見込みは十分にあると判断しております。

(2) 新設会社

本件分割によって当会社から新設会社へ承継される予定の資産の額は、負債の額を十分に上回るため、新設会社の債務履行の見込みは十分にあると判断しております。

また、本件分割後における新設会社の収益状況について、新設会社の負担する債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。

したがって、本件分割によっても、新設会社の負担する債務の履行の見込みについては特段の支障がないと判断しております。

以上

令和5年4月25日

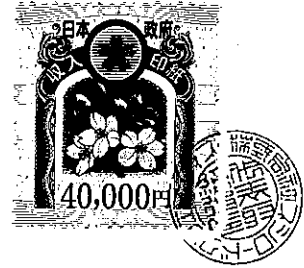
東京都中野区中央一丁目38番1号

株式会社ブシロードクリエイティブ

代表取締役 成田 耕佑



## 新設分割計画書



株式会社ブシロードクリエイティブ（以下、「当会社」という。）は、新設分割の方法によって新たに設立する株式会社ブシロードワークス（以下、「新設会社」という。）に、当会社の出版編集事業（以下、「分割事業」という。）に関する権利義務を承継させる会社分割（以下、「本件分割」という。）に関し、以下のとおり新設分割計画（以下、「本計画」という。）を作成する。

（新設会社の定款で定める事項）

第1条 新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙「定款」記載のとおりとする。

（新設会社の本店所在場所）

第2条 新設会社の設立時の本店所在場所は、次のとおりとする。

本店 東京都中野区中央一丁目38番1号

（新設会社の設立時取締役の氏名）

第3条 新設会社の設立時取締役の氏名は、次のとおりとする。

新 福 恭 平

木 谷 高 明

奥 村 圭 作

（分割期日）

第4条 新設会社の設立の登記をなすべき日（以下、「分割期日」という。）は、令和5年7月3日とする。但し、手続の進行上必要あるときは、当会社の株主総会の決議によって、これを変更することができる。

（新設会社が当会社から承継する権利義務に関する事項）

第5条 新設会社は、分割期日において、本件分割により別紙「承継権利義務明細表」に記載の分割事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を当会社から承継する。ただし、不法行為によって生じた債務は承継されないものとする。

2 本件分割による当会社から新設会社への債務の承継については、重畳的債務引受の方法によるものとする。

3 新設会社が承継する権利義務のうち、その移転のために登記、登録、通知、承諾、その他の手続を必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものについては、新設会社と協力してその手続を行うものとする。



(新設会社が本件分割に際して発行する株式数)

第6条 新設会社は、本件分割に際し、普通株式900株を発行し、その全てを当会社に交付する。

2 当会社は、分割期日において、前項の規定により新設会社から交付を受けた新設会社普通株式の全部を、分割期日前日の最終の株主名簿に記載された当会社の株主に対して、剰余金として配当する。

(新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項)

第7条 新設会社の設立時の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 金9,000,000円
- (2) 資本準備金の額 金9,000,000円
- (3) 利益準備金の額 金0円

(競業禁止義務の免除)

第8条 当会社は、本件分割の効力発生後においても、会社法第21条第1項に定める競業禁止義務を負わない。

(本計画の変更及び中止)

第9条 本計画作成後、分割期日に至るまでの間において、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、当会社の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、当会社は本計画を変更又は本件分割を中止することができる。

(本計画の効力)

第10条 本計画は、当会社の株主総会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認を得られないときは、その効力を失うものとする。

(想定外事項)

第11条 本計画に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従って当会社がこれを決定する。

本計画を証するため、本書を作成する。

令和5年4月25日

東京都中野区中央一丁目38番1号

株式会社ブシロードクリエイティブ

代表取締役 成田 耕 祐



捺印



会社実印

## 承継権利義務明細表

新設会社が当会社から承継する権利義務は、新設会社の設立の日において分割事業に属する次に記載する権利義務とする。

また、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、令和4年6月30日現在の貸借対照表等に計上された額を基礎とし、これに新設会社の設立の日の前日までの増減を加除した上で確定する。

### 1. 承継する資産

#### (1) 流動資産

分割事業に属する一切の流動資産。

#### (2) 有形固定資産

分割事業に属する一切の有形固定資産。

#### (3) 無形固定資産

分割事業に属する一切の無形固定資産。

#### (4) 投資その他の資産

分割事業に属する一切の投資その他の資産。

### 2. 承継する負債

#### (1) 流動負債

分割事業に属する一切の流動負債。

#### (2) 固定負債

分割事業に属する一切の固定負債。

### 3. 雇用関係等

分割事業に主として従事する当会社の従業員との雇用契約上の地位およびこれらの契約に基づき発生する権利義務。

### 4. 知的財産権

法令上承継が可能な分割事業に属する一切の知的財産権等。

### 5. 許認可等

法令上承継が可能な分割事業に属する一切の許可、認可、承認、登録、届出等。

### 6. 承継するその他の権利義務

分割事業に属する賃貸借契約、売買契約、取引基本契約、業務委託契約、リース契約、金銭消費貸借契約、その他一切の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務。

以上

株式会社ブシロードワークス  
定 款

令和 5年 4月 25日 作 成  
令和 5年 7月 3日 設 立

# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ブシロードワークスと称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 知的財産権（IP）の創出、企画、制作、プロデュース、販売
2. 出版物・印刷物及び電子出版物の企画、制作、編集、発行、販売
3. 映像ソフトウェアの企画、制作、プロデュース、販売、配給、配信
4. インターネットのWEBサイトの企画、制作、プロデュース、配信、運営
5. 各種イベントの企画、制作、運営、管理
6. グッズ等の企画、制作、製造、販売
7. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中野区に置く。

(機関構成)

第4条 当社は、取締役会、監査役その他会社法第326条第2項に定める機関を設置しない。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、20万株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(自己株式の取得)

第10条 当社は、株主総会の決議により特定の株主から当社の株式の全部又は一部を取得することができる。

- ② 当社が前項の規定により特定の株主から当社の株式を有償で取得する場合、他の株主は、自己を売主に追加する旨の請求をすることができない。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第11条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第12条 当社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(基準日)

第13条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出等)

第14条 当社の株主、登録株式質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、同様とする。

- ② 当社に提出する書類には、前項により届け出た印鑑を用いなければならない。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第15条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

- ② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役がこれを招集する。
- ③ 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故、もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(株主総会への報告の省略)

第20条 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第22条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

## 第4章 取締役及び代表取締役

### (取締役の員数)

第23条 当会社の取締役は、1名以上5名以内とする。

### (取締役の選任の方法)

第24条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

② 取締役の選任については、累積投票によらない。

### (取締役の任期)

第25条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

### (代表取締役及び社長)

第26条 当会社の代表取締役は、株主総会の決議によって選定する。

② 代表取締役1名のときは、当該代表取締役を社長とし、2名以上いるときは、取締役の過半数の決定により、代表取締役の中から社長1名を選定する。

③ 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

### (役付取締役)

第27条 前条のほか、取締役の過半数の決定によって、取締役の中から、会長、副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

### (報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 計 算

### (事業年度)

第29条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

### (剰余金の配当及び除斥期間)

第30条 剰余金の期末配当は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して行う。

- ② 剰余金の配当は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(新設分割に関する事項)

第31条 定款第29条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度については、当会社成立の日から令和6年6月30日までとする。

- ② 当会社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役 新 福 恭 平

- ③ 本条は、当会社の最初の事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもって削除する。

(定款に定めのない事項)

第32条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。